

論文審査の結果の要旨

氏名：上野昌之

博士の専攻分野の名称：博士（総合社会文化）

論文題名：アイヌ民族の文化復興と教育に関する研究

—言語復興と歴史教育におけるエンパワーメント—

審査委員：（主査） 教授 北野 秋 男

（副査） 教授 竹野 一 雄 教授 古賀 徹

1. 本論文の構成

本論文は、日本における先住民族としてのアイヌ民族が日本に包含された歴史の中で、政治的・経済的な不利益を受け民族的自律性を奪われた歴史的事実を解明しつつ、同時に民族としての誇り、経済的・文化的自律性、権利保障などを求めた民族の文化復興活動を解明することを目的とするものである。とりわけ、アイヌ民族が歴史的に受けた同化政策としての「文化の剥奪」「共同体の分断」「政治・経済的抑圧」「社会的差別」などの諸問題、ならびに教育による文化復興とアイヌ民族自身のエンパワーメントの獲得についても論じ、アイヌの民族的自律と権利獲得に向けた文化復興運動を解明することであった。

本論文の学術的意味は、アイヌ民族を取り巻く諸問題を教育が持つ固有のメカニズムに着目し、そのマイナス面とプラス面を実証的に解明したことである。つまりは、「教育」は歴史的にはアイヌ民族の文化剥奪の装置、差別・選別の装置として機能したものの、戦後から現代にかけてはアイヌ民族の自律と再生を促すエンパワーメントになっているという教育の両面性を描き出している。本論文は、こうしたアイヌ民族における「文化復興活動に内在するエンパワーメント」「民族と教育」「先住民族の権利」などの視点に立って、アイヌの言語復興に向けた諸活動（『アイヌタイムズ』の刊行、「FM二風谷放送」の活動）、「北海道ウタリ協会（現、北海道アイヌ協会）」の学校改善活動、「社会科地域教材の副読本」（アイヌ民族副読本）の作成などを通じて、アイヌ民族の文化復興と権利保障に向けた最近の動向を解明するものである。

本文はA4版（40字×30行）で226頁である。本論文の構成は、以下の通りである。

序 章	1
第1節 研究の背景と目的	1
第2節 研究の意義	3
第3節 研究視点と展開	5
第4節 先行研究	9
第5節 本研究の独創性	15
第1章 アイヌ教化とアイヌ民族	19
第1節 アイヌ教化とアイヌ民族	20
第2節 アイヌ教育政策とアイヌ語の衰退	30
第2章 「危機言語」としてのアイヌ語とアイヌ語の復興	49
第1節 「消滅の危機に瀕した言語」としてのアイヌ語	50
第2節 アイヌ民族とアイヌ語学習	58
第3章 メディア利用によるアイヌ語復興とアイヌ・コミュニティの再生	75
第1節 『アイヌタイムズ』とアイヌ語表現	75
第2節 アイヌメディアとしてのFM二風谷放送	80
第4章 アイヌ民族をめぐる教育	94
第1節 アイヌ民族の教育問題への取り組み	95
第2節 アイヌ民族と教育権の保障	102
第5章 アイヌ民族をめぐる歴史教育	116
第1節 戦後の学校教育とアイヌ民族	117

第2節	アイヌ民族に関する教科書記述と教室活動	120
第3節	学校教育における歴史理念とアイヌの歴史実践比較	125
第6章	アイヌ民族と副読本の歴史認識	133
第1節	アイヌ民族と歴史教育	134
第2節	北海道内社会科副読本	138
第3節	「アイヌ民族副読本」と歴史認識	144
第7章	アイヌ民族の文化復興活動と先住民族の権利	156
第1節	1980年以降のアイヌ民族活動の展開	157
第2節	アイヌ民族の文化と教育の権利	171
終章		188
第1節	本研究のまとめ	188
第2節	今後の展望と課題ーアイヌ民族教育機関設立にむけてー	193
参考文献		204

2. 本論文の概要

上記の構成に従って、本論文の概要について紹介する。序論は、本研究の目的及び意義と方法を明らかにする。

第1章では、近代日本の形成にあたり先住民族のアイヌが国家に包摂され、独自の民族社会や民族的アイデンティティを喪失していく経緯を考察する。その際に、同化主義的な教育政策により侵害されていくプロセスが民族言語の喪失と民族社会の崩壊という視点から解明されている。

第2章では、「危機言語」となったアイヌ語が衰退した実態を解明すると同時に、言語復興に向けた活動が再生されていく点を論じる。言語復興活動がアイヌ民族への「エンパワーメント」となる点も明らかにしている。

第3章では、アイヌ語復興に向けた活動として、アイヌ語季刊誌『アイヌタイムズ』、「FM二風谷放送」の活動を取り上げ、アイヌ語普及の意味をアイヌ・コミュニティとの関係で考察する。

第4章では、「北海道ウタリ協会（現、北海道アイヌ協会）」による学習権保障を求めた学校教育改善への取り組みに着目する。

第5章では、アイヌ民族が展開する日本社会におけるアイヌ民族の歴史とアイヌ民族への理解を求める運動の意味と役割を解明する。この背景には、民族的な「エンパワーメント」が醸成されたことを指摘する。

第6章では、北海道の地域教育の観点から「社会科地域教材の副読本」に焦点化し、副読本に記述された戦前、戦後、そして今日の地域学習におけるアイヌ民族の位置づけを明らかにする。また、この教材の記述内容からアイヌ民族にとって不可欠な学習とは何かを考察する。

第7章では、近年活性化してきたアイヌ民族の活動をたどり、マイノリティの教育や文化継承にとって権利保障がいかに重要であるのかを国際法上の観点からも明らかにする。

終章は、本論文の総括と今後のアイヌ民族の自律に向けた展望と課題が描かれている。

3. 本論文の成果と問題点

本論文の成果、及び学術的意義については、以下の点が指摘される。

(1) 本研究の研究方法は、先住民族としてのアイヌ民族の衰退の歴史と民族再生に向けた様々な取り組みを一次史料やインタビューなどによって実証的に解明すると同時に、先住民族の基本的な人権や教育権の確立などの視点に立って、アイヌ民族の権利回復の諸活動を解明するものとなっている。これまでのアイヌ民族に関する先行研究では、近代に焦点化した研究は存在したが、戦後から現代までのアイヌ民族の諸問題に焦点を当てた体系的な研究は存在せず、従来の日本教育史研究に新たな領域を開拓したものと評価できる。

(2) 本研究が内容的に優れている点は、アイヌ民族の権利回復と文化再生を「民族言語の回復」という視点から論じたことである。言語は民族文化の象徴という観点から、本論文では言語復興に向けた諸活動の実態をアイヌ語季刊誌『アイヌタイムズ』、放送メディアである「FM二風谷放送」の活動を分析する。こうした研究内容上の独創性は先行研究には存在しないものである。

(3) 同じく、1970年代以降における「北海道ウタリ協会（現、北海道アイヌ協会）」によるアイヌ

民族への社会的な偏見・差別の根絶を目指した学校教育改善への取り組み，ならびに 2001 年に刊行された「社会科地域教材の副読本」(アイヌ民族副読本)を取り上げ，地域学習におけるアイヌ民族の位置づけも解明している。とりわけ，副読本記述内容をめぐって明らかになった未だに残存するアイヌ民族に対する歴史認識の誤り，差別と抑圧の実態に迫るものとなっている。

(4) 以上の点から，本研究が日本における先住民族としてのアイヌ民族の差別や抑圧の歴史，ならびに現状の諸問題を把握する際に極めて重要な指針を与える研究となりうるものとして高く評価する。最後に，本論文の課題と問題点を指摘したい。本論文の今後の課題は，アイヌ民族における差別と抑圧，ならびに権利剥奪などの諸問題を一層実証的な観点から考察することである。本論文の特徴は，国際法における少数民族の権利保護という上位概念によってアイヌの民族的再生と権利回復を説くものではあるが，現代のアイヌに対する「いじめ」や差別という非人道的な言動が依然として発生するメカニズムを諸事実に基づいて解明すべきであろう。また，アイヌ民族における「文化復興活動に内在するエンパワーメント」の概念を明確化した上で，その活動の実態を実証的に解明することも求めたい。

本論文は，以上のような課題が残されているとは言え，一次史料に基づく実証的で多角的な研究内容は高く評価されるべきである。審査員一同は，本論文が当該分野の研究に寄与するに十分な成果を挙げたものと判断する。よって本論文は，博士(総合社会文化)の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

平成 26 年 1 月 31 日